

夜間金庫規定

横浜信用金庫

1. 使用目的

この夜間金庫は、当金庫における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する4月末日までとし、契約期間満了日までに本人または当金庫から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期間満了の翌日から1年間契約されるものとし、継続後も同様とします。

3. 取扱使用料

- (1) この夜間金庫の使用料は、毎年5月1日から翌年4月末日までの1年分を前払いするものとし、毎年5月1日（休日の場合は翌営業日）に、口座振替依頼書に基づく指定口座から自動引落しいたします。なお、当初契約期間の使用料は契約時に契約日の属する月を1ヶ月として、その月から最初に到来する4月末日までの分を月割り計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割り計算により返戻します。

4. 利用方法

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」という）を当金庫所定の入金票および通帳等とともに当金庫所定の夜間金庫バッグ（以下「バッグ」という）に入れ、そのバッグを施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額その他必要事項を記入してください。
- (2) バッグを投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ利用記録票を受け取ってください。
- (3) 夜間金庫は故障や修理のため、やむを得ず一時使用を停止することがあります。この場合には、すみやかに預金者に連絡します。
- (4) 夜間金庫の使用停止中は代りの夜間金庫は設置しません。

5. 預金への受入処理

- (1) この夜間金庫に投入されたバッグ内の現金、証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受け入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金、証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとし、この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

6. バッグの返却

バッグならびに通帳等は、当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

7. 鍵の保管等

- (1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) バッグの鍵正副2個のうち、正鍵は本人が副鍵は当金庫が保管し、バッグの開閉に使用します。

8. 鍵・バッグの喪失・毀損

投入口鍵・バッグおよびバッグの正鍵を失ったとき、または毀損したときは直ちに書面によって当金庫に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取りかえに要する費用を負担してください。

9. 損害の負担等

この夜間金庫の利用にあたり、災害、事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、バッグの不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について、第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じて、当金庫は責任を負いません。

10. 反社会的勢力との取引拒絶

この夜間金庫は、第11条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用をお断りするものとします。

11. 解約等

- (1) この契約は、本人または、当金庫の都合によりいつでも、一時中止または、解約することができます。この場合には、投入口鍵、バッグおよびバッグ正鍵を直ちに当金庫へ返してください。なお、投入口鍵、バッグおよびバッグ正鍵を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は、この夜間金庫の利用を停止し、または契約者に通知することにより、この夜間金庫契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしてください。
 - ① 契約者が夜間金庫使用申込時等にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - ② 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他本号AからEに準ずる者
 - ③ 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他本号AからDに準ずる行為

12. 譲渡・転貸等の禁止

この夜間金庫の利用権は、譲渡・転貸または、質入れすることはできません。なお、投入口鍵、バッグおよびバッグ正鍵についても同様とします。

13. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取り扱います。

14. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
2020.04